

交	00	01	5 年
(令和9年3月末まで保存)			

交 企 第 4 8 9 号  
令 和 4 年 3 月 2 2 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

### 安全運転管理者関係事務取扱要領の制定について

安全運転管理者制度に関する事務については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号）及び「安全運転管理者関係事務取扱要領の制定について」（令和元年11月29日付け交企第409号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、下記項目のほか所要の見直しを行い、新たに「安全運転管理者関係事務取扱要領」（以下「要領」という。）を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達は、令和4年4月1日から運用し、それをもって旧通達は廃止する。

#### 記

- 1 安全運転管理者システム登録等における二重確認の実施  
交通企画課長が、安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更に係る「安全運転管理者等に関する届出書」を受理した際に行う安全運転管理者システムへの登録等の事務手続について二重確認を実施させることとした。
- 2 「受付簿」における押印の廃止  
安全運転管理者証等の交付手続の際、受領者に求めていた押印を廃止した。
- 3 安全運転管理者等講習受託者への通知事務を明記  
要領で定める安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更に関する事務において安全運転管理者システムを登録・修正等した場合は、安全運転管理者等に対する講習の実施に必要な事項を受託者に通知する事務手続について明記した。

担当 交通企画課安全教育係

## 安全運転管理者関係事務取扱要領

### 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) 安全運転管理者 法第74条の3第1項に定める安全運転管理者をいう。
- (2) 副安全運転管理者 法第74条の3第4項に定める副安全運転管理者をいう。
- (3) 安全運転管理者証 県規則第18条に定める安全運転管理者証（県規則別記様式第11号）をいう。
- (4) 副安全運転管理者証 県規則第18条に定める副安全運転管理者証（県規則別記様式第12号）をいう。
- (5) 安全運転管理資格認定書 県規則第20条第2項に定める安全運転管理資格認定書（県規則別記様式第16号）をいう。
- (6) 運転記録証明書 自動車安全運転センター法施行規則第9条に定める運転記録証明書をいう。

### 3 事務取扱責任者

#### (1) 事務取扱責任者の設置

青森県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）及び警察署に事務取扱責任者を置き、交通企画課の事務取扱責任者には安全教育担当補佐を、警察署の事務取扱責任者には、交通官が配置されている警察署は交通官、その他の警察署は交通課長をもって充てる。

#### (2) 事務取扱責任者の任務

ア 事務取扱責任者は、安全運転管理者関係事務の適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるとともに、事務担当者の事務処理について管理・指導するものとする。

イ 事務取扱責任者は、事務担当者を指定するものとする。

### 4 簿冊

#### (1) 交通企画課に備える簿冊

交通企画課に備える簿冊は、「安全運転管理者等に関する届出書」、「安全運転管理者等受理簿」及び「削除簿」とする。

#### (2) 警察署に備える簿冊は、「安全運転管理者等に関する届出書」、「安全運転管理者等受付簿」及び「削除簿」とする。

## 5 安全運転管理者等の選任及び解任届の受理

- (1) 安全運転管理者等の選任及び解任届については、「安全運転管理者等に関する届出書(県規則別記様式第10号)」(以下「届出書」という。)を、事業所の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。
- (2) 安全運転管理者等の選任及び解任届の事務は、交通企画課長が行うものとする。
- (3) 警察署長が安全運転管理者等の選任届を受付する際は、届出者に対し、届出書1通を提出させるものとし、次に掲げる書類を添付させるものとする。

### ア 安全運転管理者の選任

- (ア) 戸籍抄本又は住民票の写し(戸籍抄本で住所の記載がないときは、運転免許証、その他住所が分かるものの写しを添付すること。)
- (イ) 自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの又は安全運転管理資格認定書の写し
- (ウ) 現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、運転記録証明書(3年又は5年)

### イ 副安全運転管理者の選任

- (ア) 戸籍抄本又は住民票の写し(戸籍抄本で住所の記載がないときは、運転免許証、その他住所が分かるものの写しを添付すること。)
- (イ) 自動車の運転の経験の期間を証明するもの(添付が困難な者で現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証の写し)、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの、又は安全運転管理資格認定書の写し
- (ウ) 現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、運転記録証明書(3年又は5年)

- (4) 警察署長は、安全運転管理者等の選任届を受付する際は、前記5(3)の届出書及び添付書類について、記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受付し、受付状況を明らかにするため、直ちに「安全運転管理者等受付簿(様式第1号)」(以下「受付簿」という。)に必要事項を記載するとともに、「届出書」に整理番号を記載するものとする。

なお、新規の安全運転管理者等の選任の場合は、交通企画課長に通報し、整理番号の交付を受けるものとする。

- (5) 警察署長が安全運転管理者等の解任届を受付する際は、届出者に対し「届出書」1通及び前任者の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証(以下「安全運転管理者証等」という。)を提出させるものとし、「届出書」について、記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受付し、受付状況を明らかにするため、直ちに受付簿に必要事項を記載するとともに、「届出書」に整理番号を記載するものとする。ただし、選任と解任を同時に届出する場合は、1つの「届出書」に並記し届出できることに留意すること。
- (6) 警察署長は、安全運転管理者等の選任及び解任届を受付した場合は、その都度、「届出書」及び添付書類を「安全運転管理者等届出送付書(様式第2号)」(以下「送付書」という。)とともに交通企画課長へ送付し、受付簿に必要事項を記載すること。その際、「届出書」及び添付書類の写しを作成し「安全運転管理者

等に関する届出書」簿冊に保管すること。

## 6 安全運転管理者等の審査、安全運転管理者証等の作成

- (1) 交通企画課長は、警察署長から安全運転管理者等の選任に関する「届出書」及び添付書類の送付を受けた時は、「届出書」及び添付書類について記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受理し、「安全運転管理者等受理簿（様式第3号）」（以下「受理簿」という。）に必要事項を記載するほか、当該安全運転管理者等の要件を審査するものとする。

当該安全運転管理者等が要件を満たしている場合は、安全運転管理者システムに必要事項を登録するとともに、安全運転管理者証等を作成するものとする。

事務担当者は、登録及び作成について二重確認を実施の上、「受理簿」に事務担当者及び確認者が記名するものとする。

また、「届出書」及び添付書類については、警察署別に保管するものとする。

- (2) 交通企画課長は、安全運転管理者等の解任に関する「届出書」及び添付書類の送付を受けた時は、「届出書」及び添付書類について記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受理し、「受理簿」に必要事項を記載するほか、安全運転管理者システムから当該安全運転管理者等に係る事項を削除するものとする。

事務担当者は、登録内容の削除について二重確認を実施の上、「受理簿」に事務担当者及び確認者が記名するものとする。

また、交通企画課長と警察署長は、保管していた当該安全運転管理者等に係る「届出書」及び添付書類を削除簿に移し替えるものとする。

## 7 安全運転管理者証等の交付

- (1) 交通企画課長は、作成した安全運転管理者証等を、「安全運転管理者証等送付書（様式第4号）」により、当該安全運転管理者等の選任届を受付した警察署長へ送付し、交付を依頼するものとする。
- (2) 安全運転管理者証等の交付を依頼された警察署長は、安全運転管理者等の選任届出者に対し、当該安全運転管理者証等を速やかに交付するとともに、「受付簿」に受領者の記名をさせるものとする。

## 8 安全運転管理者等の届出事項変更の受理

- (1) 安全運転管理者等の届出事項変更の届出については、事業所の住所地を管轄する警察署長を経由して交通企画課長が受理するものとする。
- (2) 警察署長は、届出事項変更の届出を受付する際は、届出者に対し、変更箇所のみを記載した「届出書」1通を提出させるものとする。
- (3) 警察署長は、「届出書」について、記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受付し、受付状況を明らかにするため直ちに受付簿に必要事項を記載する。また、「届出書」を「送付書」により交通企画課長へ送付するほか、「届出書」の写しを作成し、当該安全運転管理者等の選任届に関する書類と一括

して保管するものとする。

- (4) 交通企画課長は、警察署長から届出事項変更に関する「届出書」の送付を受けた時は、記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受理し、「受理簿」に必要事項を記載するとともに、安全運転管理者システムの登録内容の修正を行うものとする。

事務担当者は、登録内容の修正について二重確認を実施の上、「受理簿」に事務担当者及び確認者が記名するものとする。

また、「届出書」は、当該安全運転管理者等の選任届に関する書類と一括して保管するものとする。

## 9 安全運転管理者証等の再交付申請の受理

- (1) 安全運転管理者証等の紛失、汚損、記載事項変更等による再交付申請（以下「再交付申請」という。）については、事業所の住所地を管轄する警察署長を経由して交通企画課長が受理するものとする。

- (2) 警察署長は、再交付申請を受付する際は、申請者に対し、「再交付申請書（様式第5号）」1通を提出させるものとする。

- (3) 警察署長は、「再交付申請書」及び提出書類について、記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受付し、受付状況を明らかにするため直ちに「受付簿」に必要事項を記載する。

また、「再交付申請書」を「送付書」とともに交通企画課長へ送付するほか、「受付簿」に必要事項を記載するものとする。

- (4) 交通企画課長は、警察署長から「再交付申請書」の送付を受けた時は、記載誤り、記載漏れ等不備がないことを確認した上でこれを受理し、「受理簿」に必要事項を記載するとともに、再交付申請理由を確認し、安全運転管理者証等を作成するものとする。

また、「再交付申請書」は、当該安全運転管理者の選任届に関する書類と一括して保管するものとする。

- (5) 作成した安全運転管理者等証の交付にあつては、前記7と同様とする。

## 10 法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令に関する事務

- (1) 法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令（以下「解任命令」という。）に関する事務は、交通部長の命を受けて交通企画課長が行うものとする。

- (2) 警察署長は、安全運転管理者等について、解任命令に該当する事案の発生を認知した時は、「安全運転管理者等解任命令事案認知書（様式第6号）」により、交通企画課長を経由して交通部長へ報告するものとする。

- (3) 交通企画課長は、解任命令に該当する事案について調査し、事実が明らかな場合は、当該安全運転管理者等を選任した自動車の使用者に、「解任命令書（県規則別記様式第13号）」を交付するとともに、新たな安全運転管理者等を選任させるものとする。

## 11 安全運転管理者等講習に関する事務

- (1) 法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「法定講習」という。）については、「青森県公安委員会が委託して行う安全運転管理者等講習の実施要領について」（平成29年12月25日付け青警本交企第476号）により、交通企画課長が受託者に委託して実施するものとする。
- (2) 交通企画課長は、この要領で定める安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更に関する事務において安全運転管理者システムを登録・修正等した場合は、法定講習の実施に必要な事項について受託者に通知するものとし、事務担当者は通知手続を実施した都度、受理簿にチェックをするものとする。

## 12 自動車の運転の管理に関する教習及び自動車の運転の管理能力の認定に関する事務

- (1) 府令第9条の9第1項又は第2項の規定による自動車の運転の管理に関する教習（以下「運転管理教習」という。）の受講及び自動車の運転の管理能力の認定（以下「認定」という。）の申請にあつては、警察署長を経由して交通企画課長が受理するものとする。
- (2) 警察署長は、運転管理教習の受講又は認定の申請を受付する際は、申請者に「教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）」1通及び住民票の写し1通を提出させるものとする。
- (3) 警察署長は、運転管理教習の受講又は認定の申請を受付した都度、「教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）」及び住民票の写しを「送付書」とともに交通企画課長に送付するほか、「運転管理教習・認定申請受付簿（様式第7号）」に必要事項を記載すること。その際「教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）」の写しを作成し保管すること。
- (4) 交通企画課長は、運転管理教習の受講又は認定の申請を受理した時は、「運転管理教習・認定申請管理簿（様式第8号）」に必要事項を記載するものとする。  
また、運転管理教習の受講申請者に対し、運転管理教習の実施日、実施場所等について「運転管理教習実施通知書（様式第9号）」により通知するものとする。
- (5) 運転管理教習については、交通企画課長が別に定める「運転管理教習実施要領」に基づき、交通企画課長が実施するものとする。  
また、交通企画課長は、運転管理教習を終了した者に対し、「教習修了証明書（県規則別記様式第15号）」を交付するとともに、「運転管理教習・認定申請管理簿」にその旨を記載するものとする。
- (6) 認定については、交通企画課長が別に定める「運転管理能力認定実施要領」に基づき、交通企画課長が実施するものとする。  
また、交通企画課長は、認定した者に対し、「安全運転管理資格認定書（県規則別記様式第16号）」を交付するとともに、「運転管理教習・認定申請管理簿」にその旨を記載するものとする。
- (7) 交通企画課長は、運転管理教習の受講又は認定の申請を受付した警察署長に対

し、運転管理教習の実施結果又は認定の結果について、「運転管理教習・認定結果通知書（様式第10号）」により通知するものとする。

通知を受けた警察署長は、「運転管理教習・認定申請受付簿」に必要事項を記載するとともに、「運転管理教習・認定結果通知書」を保管するものとする。

### 13 青森県電子申請・届出システムによる安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更に関する事務

- (1) 安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更については、青森県電子申請・届出システム（以下「電子申請」という。）により届出することができる。
- (2) 電子申請に関する事務取扱いは、交通企画課安全教育係員（電子申請取扱者）が行うこととし、受理状況について「電子申請受理報告書（様式11号）」により、交通企画課長に報告するものとする。
- (3) 交通企画課長は、電子申請届出を受理した時は、受理簿に必要事項を記載するものとする。
- (4) 交通企画課長は、電子申請を受理した場合は、届出者に対し、当該届出に必要な添付書類を提出させるものとする。
- (5) 電子申請の場合の安全運転管理者等の審査及び安全運転管理者証等の作成については、前記6と同様とする。
- (6) 電子申請の場合の安全運転管理者証等の交付については、前記7と同様とする。  
なお、交通企画課長は、電子申請で受理した「届出書」の写し1通を、警察署長に送付し、保管させるものとする。

### 14 行政手続における特定の個人を識別するための番号の取扱

安全運転管理者等の選任届に際しては、住民票の提出を必要とするが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）による個人番号の記載は不要であることから、個人番号が記載されていない住民票を提出させることとする。

ただし、個人番号が記載された住民票の提出を受けた時は、申請者等に対して、個人番号記載部分をマスク等での復元ができない形で取り除く措置を施すよう教示し、マスク等を行わせた上で提出させること。

なお、マスク等の措置については、可能な限り提出者本人に行わせることとするが、電子申請による安全運転管理者等の選任届においては、必ず本人に確認の上、警察官がマスク等の措置を講じることとする。





交	01	06	1年未満
( 年 月末まで保存)			
事	務	連	絡
	年	月	日

交通企画課長 殿

警察署長

### 安全運転管理者等届出送付書

みだしについて、下記の安全運転管理者選任事業所から届出書等を受理したので、関係書類を添付のうえ送付する。

記

#### 1 安全運転管理者

	送付事由 (整理番号記入)					備考
	新規選任	選・解任	解任	届出事項変更	再交付	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

#### 2 副安全運転管理者

	送付事由 (整理番号記入)					備考
	新規選任	選・解任	解任	届出事項変更	再交付	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

#### 3 教習・認定申請関係

	申請区分	申請者名	事業所名	備考
	教習・認定			

## 安全運転管理者等受理簿（ 年 月）

番号	受理日	届出事由	送付警察署	整理番号	事業所名	要件 審査日	システム登録 等・安全運転管 理者証作成確認	安全運転 管理者証 等送付日	受託者への 通知 (チェック)
1		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
2		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
3		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
4		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
5		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
6		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
7		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
8		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
9		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		
10		新・選解					担当者		<input type="checkbox"/>
		解・変・再					確認者		

交	01	06	1年未満
( 年 月末まで保存)			
事務連絡			
年 月 日			

署長 殿

交通企画課長

安全運転管理者証等送付書

みだしについて、下記のとおり送付しますので、該当者に交付をお願いします。

記

安全運転管理者

	送付事由				備考
	新規選任	選・解任	届出事項変更	再交付	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

副安全運転管理者

	送付事由				備考
	新規選任	選・解任	届出事項変更	再交付	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_

### 再交付申請書

下記のとおり  安全運転管理者証 の再交付をお願いします。  
 副安全運転管理者証

記

事業所名	
※整理番号	
再交付を受ける安全運転管理者等の氏名	
再交付申請理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損・き損 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

注) ※印は、受付した警察職員が記入すること。

交	01	06	5	年
---	----	----	---	---

〇 〇 〇 〇 第 〇 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

交 通 部 長 殿

〇 〇 警 察 署 長

安全運転管理者等解任命令事案認知書

対象となる安全運転管理者等	住 所 氏 名 生年月日 ( <input type="checkbox"/> 安全運転管理者 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者)
選 任 事 業 所	整理番号 事業所名 所 在 地 電話番号
対象となる違反	<input type="checkbox"/> 道路交通法第74条の3第1項の内閣府令で定める要件 <input type="checkbox"/> 道路交通法第74条の3第2項の内閣府令で定める要件 <input type="checkbox"/> 年齢 ( <input type="checkbox"/> 安全運転管理者 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者) <input type="checkbox"/> 運転管理経験歴 (安全運転管理者) <input type="checkbox"/> 運転経験歴 (副安全運転管理者) <input type="checkbox"/> 解任命令により解任された日から2年以内 ( <input type="checkbox"/> 安全運転管理者 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者) <input type="checkbox"/> 下記の違反行為をした日から2年以内 <input type="checkbox"/> 道路交通法第117条 <input type="checkbox"/> 道路交通法第117条の2 <input type="checkbox"/> 道路交通法第117条の2の2 (第5号を除く) <input type="checkbox"/> 道路交通法第117条の3の2 <input type="checkbox"/> 道路交通法第117条の4第2号若しくは第3号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第118条第1項第4号若しくは第5号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第119条第1項第11号若しくは第12号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第119条の2第1項第3号 ( <input type="checkbox"/> 安全運転管理者 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者) <input type="checkbox"/> 道路交通法第74条の3第2項 (安全運転管理者)
認知に至る経緯	

※ 認知に至る経緯は、報告書を添付した場合は省略することができる。

## 運転管理教習・認定申請受付簿

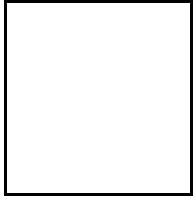
番号	受付日	区分	申請者名	教習・認定を受けようとする者	交通企画 課送付日	結果通知書 受領日
1		教習 認定				
2		教習 認定				
3		教習 認定				
4		教習 認定				

5		教習 認定				
---	--	----------	--	--	--	--

5年

備考





## 運転管理教習・認定申請管理簿

番号	申請書 受理日 (警察署名)	区分	申請者名	通知書 発出日	教習・認定 実施日	認定結果	証明書 認定書 交付日	受領者	結果通知書 送付日
			教習・認定を受けようとする者						
1		教習							
		認定							
2		教習							
		認定							
3		教習							
		認定							
4		教習							
		認定							
5		教習							
		認定							



備考



殿

青森県公安委員会

運転管理教習実施通知書

貴殿より、道路交通法施行規則第9条の9第1項の規定による「自動車の運転管理に関する教習」についての申請を受理したことから、下記の日程で、「自動車の運転管理教習」を実施しますので通知します。

記

実施日時	年 月 日 ( ) 時から 時まで
実施場所	
注意事項	
備考	

※ 通知連絡担当者 青森県警察本部 交通部 交通企画課 安全教育係  
TEL 017-723-4211

交	01	06	5	年
---	----	----	---	---

交 企 第 〇 〇 号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 警 察 署 長 殿

交 通 企 画 課 長

運転管理教習・認定結果通知書

下記の者に係る

- 自動車の運転管理に関する教習を終了したので通知します。
- 自動車の運転管理能力を認定したので通知します。

記

氏 名	
事 業 所	
教習終了(認定)日	
備 考	

※ 運転管理教習・認定申請受付簿に、教習終了(認定)日の記入をお願いします。

交通企画課長 殿

交通企画課  
階級 氏名

### 電子申請受理報告書

下記に関する電子申請を受理したので報告します。

#### 記

申請内容	<input type="checkbox"/> 安全運転管理者に関する新規選任届 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者に関する新規選任届 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者に関する解任届 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者に関する解任届 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者に関する選・解任届 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者に関する選・解任届 <input type="checkbox"/> 届出事項変更届
事業所	所在地 代表者氏名 事業所番号
氏名 (安全運転管理者等)	
備考	



## 運転管理教習実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の9第1項の規定により、自動車の運転の管理に関し青森県公安委員会が行う教習（以下「運転管理教習」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(運転管理教習の対象者)

- 2 この要領において、運転管理教習の対象となる者は、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第20条の規定により教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）に記載された、運転管理教習を受けようとする者とする。

(運転管理教習の科目、内容及び時間)

- 3 運転管理教習の科目及び時間は、下表のとおりとする。

科 目	内 容	時間	備考
最近における交通事情と安全運転管理者の責任	<ul style="list-style-type: none"><li>・最近の交通事故の発生件数</li><li>・安全運転管理者制度設立の趣旨</li><li>・安全運転管理者の社会的地位と責任感</li></ul>	1 時間	
法令の知識	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路交通法、道路交通法施行令</li><li>・道路運送車両法第3章関係</li><li>・自動車の保管場所の確保等に関する法律</li><li>・道路法第47条第1項及び車両制限令</li><li>・自動車損害賠償保障法</li><li>・民法第3編第5章不法行為</li><li>・刑法第2編第27章傷害の罪及び第28章過失傷害の罪</li></ul>	4 時間	
運転者の管理についての心構え及び方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・運転者の適性</li><li>・運転者の健康管理</li><li>・運転者の指導教育</li></ul>	4 時間	
自動車についての知識	<ul style="list-style-type: none"><li>・構造上の初歩的知識</li><li>・日常点検</li><li>・自動車の特性</li></ul>	2 時間	
交通事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故原因の分析の方法</li><li>・事故防止と対策のたて方と推進</li></ul>	1 時間	

附則 この要領は、平成25年9月10日から施行する。

## 認定実施要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の9第1項又は第2項の規定により青森県公安委員会が行う自動車の運転の管理能力の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (認定の対象者)

- 2 この要領において、認定の対象となる者は、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第20条の規定により教習・認定申請書（県規則別記様式第14号）に記載された、認定を受けようとする者とする。

### (認定の要件)

- 3 認定の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験又は運転の経験が3年以上である者
  - (2) 自動車の運転の管理に、何らかの形で関与した経験が2年以上である者
  - (3) その他安全運転管理者として適当であると認められる者

附則 この要領は、平成25年9月10日から施行する。